

諮問庁：北九州市長

諮問日：令和 6 年 4 月 3 日（諮問第 1 7 7 号）

答申日：令和 6 年 1 2 月 2 日（答申第 1 7 7 号）

答 申 書

第 1 審査会の結論

本審査請求の対象となった行政文書の開示請求につき、一部開示とした決定は妥当である。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

北九州市長（建築都市局都市計画課）（以下「処分庁」という。）の令和 6 年 1 月 2 6 日付け北九建都計都第 1 1 3 3 号による審査請求人に対する行政文書一部開示決定の処分（以下「原処分」という。）について、非開示の行政文書の一部開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書で主張している審査請求の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 原処分において、「公聴会の意見を踏まえて現在作成している都市計画案に関する情報」を行政文書の一部を開示しない理由として、北九州市情報公開条例（平成 1 3 年北九州市条例第 4 2 号。以下「条例」という。）第 7 条第 5 号に該当すると主張している。
- (2) 処分庁は、「現在、処分庁は令和 5 年 1 0 月 1 0 日に開催した公聴会での公述意見を踏まえ、都市計画案を作成している最中であるため、検討段階の情報を公にすることで、不確実な情報が伝播することにより、不当に市民との間に混乱を生じさせるおそれがあるものであることから、本件処分を行ったものである。」と主張しているが、都市計画案は、行政文書の一部開示決定処分（北九建都計都第 1 1 3 3 号）が行われた、令和 6 年 1 月 2 6 日より以前の令和 5 年 1 1 月 1 7 日に都市計画課長による決裁によって既に決定されていたから、処分庁の主張理由に正当性は皆無である。よって、本件処分は、不当且つ違法である。
- (3) また、令和 5 年 1 1 月 2 7 日に開催された第 9 0 回北九州市都市計画審議会における、議題第 3 8 9 号「市街化区域から市街化調整区域への区域区分の見直しについて（報告）」の中で、都市計画案が既に決定されている事について全

く報告されていない。更には、令和 6 年 1 月 31 日に開催された第 9 回北九州市都市計画審議会においても同様である。

- (4) 北九州市議会においても、令和 6 年 3 月 6 日まで同様である。常任委員会の建設建築委員会が令和 5 年 1 月 27 日と 28 日、令和 6 年 1 月 11 日と 25 日、2 月 8 日と 3 月 6 日の計 6 回開かれているが、都市計画案を決定した事は当該委員会に全く報告されていない。令和 6 年 3 月 7 日になって漸く当該委員会に「都市計画案を作成した」と報告している。但し、都市計画案が決定された時期は伏せたままである。
- (5) 以上の事実から、処分庁は、都市計画案に関する情報を故意に隠蔽して、市民の知る権利を妨害し、並びに北九州市議会及び北九州市都市計画審議会において当然行われるべき審議を歪めて、北九州市の都市計画行政を恣意的に進めていることは明らかである。

第 3 処分庁の説明の要旨

1 審査請求に至る経緯

本件は、令和 6 年 1 月 12 日付けで、審査請求人より条例第 5 条の規定に基づく本件対象文書の開示請求があり、それに対し、同年 1 月 26 日付けで一部開示決定を行ったところ、これを不服として同年 2 月 5 日付けで本審査請求が提起されたものである。

2 原処分の理由

処分庁が弁明書及び意見聴取で主張している原処分の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 開示請求内容にある公聴会とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 16 条第 1 項に基づき、都市計画案を作成しようとする場合において、必要があると認めるときに開催するものである。
- (2) 令和 6 年 1 月 26 日現在、処分庁は令和 5 年 10 月 10 日に開催した公聴会での公述意見を踏まえ、都市計画案を作成している最中であるため、検討段階の情報を公にすることで、不確定な情報が伝播することにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるものであることから、条例第 7 条第 5 号に該当するため、本件処分を行ったものである。
- (3) 「都市計画案は、令和 5 年 1 月 17 日に都市計画課長による決裁によって既に決定されていたとの審査請求人の主張」については、当該決裁は国・県との事前協議のために提出する都市計画案を決定するものである。

実際に公表した都市計画案は、その後の令和 6 年 2 月 29 日に局長決裁により決定していることから、審査請求人の主張は事実と異なる。

- (4) 「北九州市議会及び北九州市都市計画審議会において当然行われるべき審議を歪めて、北九州市の都市計画行政を恣意的に進めているとの審査請求人の主張」については、市議会への都市計画案の報告として、令和6年3月7日に建設建築委員会に報告した都市計画案は、令和6年2月29日に局長決裁を経て、市民の皆様に公表する都市計画案が定まったため報告を行ったものであり、都市計画案の内容は縦覧資料として、現在はすべて公表している。
- (5) また、都市計画審議会への付議については、都市計画法の規定に基づき、これまでいただいた公聴会の意見や、意見書などを踏まえ、変更を重ねて確定した都市計画案とともに、2回目の公表となる都市計画案の縦覧期間に提出された意見書の要旨を提出することとしており、都市計画法に基づき適切に手続きを進めていることから、審査請求人の主張には理由はない。

3 よって、条例第11条第1項の規定により、行政文書の開示を決定した本件処分は適法かつ正当であることから、審査請求人の主張には理由がなく、本件審査請求の棄却を求めるものである。

第4 審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、審議を行った。

- ① 令和6年4月3日 諮問の受付
- ② 令和6年4月30日 審議
- ③ 令和6年5月28日 処分庁からの意見聴取、審議
- ④ 令和6年6月20日 審査請求人からの意見聴取、審議
- ⑤ 令和6年8月28日 審議
- ⑥ 令和6年11月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求の対象となった本件対象文書の一部開示決定について、審査請求人及び処分庁の主張を具体的に検討した結果、以下のとおり、判断する。

1 原処分に係る法令等の定めについて

(1) 条例第7条柱書について

条例第7条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない」と規定し、同条第1号ないし第7号に列挙する不開示情報を除き、原則、開示すべき旨を定めている。

(2) 条例第 7 条第 1 号（個人情報）について

条例第 7 条第 1 号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定した上で、個人に関する情報であっても、ただし書アの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、ただし書イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及びただし書ウの「公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」については、本号の不開示情報から除くこととしている。

本号は、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人が識別される情報について不開示とすることを定めたものである。

(3) 条例第 7 条第 2 号（法人・企業情報）について

条例第 7 条第 2 号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定した上で、ただし書きにおいて「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、本号の不開示情報から除くこととしている。

本号は、法人等の適正な事業活動を尊重し、正当な利益を保護する観点から、公にすることにより、事業を行うものの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報については、不開示とすることを定めたものである。

(4) 条例第 7 条第 5 号（意思形成過程情報）について

条例第 7 条第 5 号は、「市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を不開示とすることができることを規定している。

本号は、意思形成の過程の中にある情報が公にされると、外部からの圧力や

干渉等により、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれたり、機関の内部で十分な検討が行われていない段階の情報や確実性も高くない情報が公にされると、市民に無用の誤解を与え、混乱を招いたり、一部の者に不当な利益を与え、市民の間に不公平を生じたりする可能性があるため、このようなおそれがある情報を不開示とすることを定めたものである。

また、意思決定が行われた後であっても、審議、検討等に関する情報が公になることにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合は、本号に該当する。

2 開示請求に係る文書の特定について

「令和 5 年 9 月実施の「都市計画（原案）」についての縦覧に際して出された市民意見と公聴会（10 月 10 日）での公述意見について、その結果報告並びに市民意見の概要と市の考え方」に関する文書として、特定されたものは次のとおりである。

①公聴会開催記録書

②北九州広域都市計画 区域区分、用途地域の変更について【第 8 回随時見直し】

③公聴会の意見を踏まえて現在作成している都市計画案

3 原処分の不開示部分の条例第 7 条該当性について

(1) 条例第 7 条第 1 号に該当するとして処分庁が一部不開示としたのは、「公聴会開催記録書」に記載された「個人の氏名、住所、地名、所有地番、所有地面積」である。これらの不開示情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報である。

よって、条例第 7 条第 1 号に該当し、不開示が妥当である。

(2) 条例第 7 条第 2 号に該当するとして処分庁が一部不開示としたのは、「公聴会開催記録書」に記載された「法人等の名称、代表者名、住所、図面番号」である。これらの不開示情報は、当該法人に関する情報であって、公にするることにより、当該法人の権利、その他正当な権利を害するおそれがあるものと認められる。

よって、条例第 7 条第 2 号に該当し、不開示が妥当である。

(3) 条例第 7 条第 5 号該当性するとして全部不開示とされた部分は、公聴会の意見を踏まえて現在作成している「都市計画案」に関する情報である。

審査請求人は、都市計画案は令和 5 年 11 月 17 日に都市計画課長の決裁に

より決定していることから、原処分時点では意思形成過程は終了している
ので処分庁の主張理由に正当性は皆無であり、本件処分は、不当且つ違法である
と主張している。

この点について、処分庁は、当該都市計画案は国・県との事前協議のために
提出するものであり、実際に公表した都市計画案は令和 6 年 2 月 29 日に局長
決裁により決定し、この都市計画案を令和 6 年 3 月 7 日に建設建築委員会に報
告したとのことであった。

当審査会で確認したところ、令和 5 年 11 月 17 日の都市計画課長決裁によ
る都市計画案は、最終案ではないことが確認された。こうしたことから、当該
都市計画案が原処分時点において開示されることになると、市民に無用の誤
解を与え、混乱を招いたり、一部の者に不当な利益を与え、市民の間に不公平
を生じたりする可能性があるといえるため、当該都市計画案は、条例第 7 条第 5
号の意思形成過程情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の前記判断を左右するもの
ではない。

5 まとめ

以上のことから、本件処分に違法又は不当な点は見受けられず、本審査請求に
はその理由がないため、前記第 1 のとおり判断する。

北九州市情報公開審査会

会長	阿野寛之
委員	神陽子
委員	熊谷美佐子
委員	仲野宏子
委員	中村智美